

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針及び会場地市町村選定基準改正

1 改正の理由

第 8 1 回国民スポーツ大会および第 2 6 回全国障害者スポーツ大会の一体的な開催準備を推進するにあたり、両大会共通の会場地市町村選定基本方針等とするため。

2 改正の内容

(1) 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
会場地選定基本方針（別紙 1 のとおり）

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>全国障害者スポーツ大会の競技会場については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第 8 1 回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。</u></p> <p>5 <u>全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手等の負担軽減の観点を考慮する。</u></p>

(2) 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
会場地選定基準（別紙 2 のとおり）

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>1 選定の対象 正式競技と特別競技の会場地市町村とする。なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 選定の対象 正式競技と特別競技の会場地市町村とする。なお、公開競技、デモンストレーションスポーツ、<u>全国障害者スポーツ大会のオープン競技については、別途選定する。</u></p> <p>2 (略)</p>

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会における会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会の趣旨及び第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は可能な限り近隣市町村で行う。
- 3 会場の選定に当たっては、市町村における開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績、開催準備、大会運営、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域振興等を考慮し、総合的に判断する。
- 4 全国障害者スポーツ大会の競技会場については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第 8 1 回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。
- 5 全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手等の負担軽減の観点を考慮する。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における会場地市町村は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

なお、公開競技、デモンストレーションスポーツ、全国障害者スポーツ大会のオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を踏まえ、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮すること。
なお、施設の状況等によっては、施設基準の弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民ボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (5) 選手・役員への輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。

[参考] 選定の手続き (概要)

